

外国人の人権について考えてみましょう

現在、世界の国の数は193か国あり、60億人以上が生活しています。

世界では、様々な言葉、宗教、生活習慣などがあり、それぞれの国でその歴史と文化的背景をもって生活しています。

近年、インターネットや交通手段などが発達し、旅行、仕事、教育など様々な分野で外国人と日本人による交流が活発に行われています。



日本で生活する外国人

日本では、平成21年末現在で2、186、121人の外国人登録者が生活しています。日本の総人口の1.71%にあたります。

外国人が日本で生活する中で、言葉、宗教、生活習慣などの違いから、様々な人権問題が発生しています。

例えば、わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題があります。また、外国人であるという理由だけで、アパートなどへの入居を断られたり、外国人についてあらぬうわさが広まったりする問題も発生しています。

小郡市でも様々な国の方が生活

本市では、平成22年11月末現在で217人の外国人登録者が生活しています。

在日韓国・朝鮮人、日本人と結婚された人、企業で働く人、日本語学校に通う留学生などがいます。国籍は外国人登録者数が多い順に中国、フィリピン、韓国・朝鮮など18か国です。

外国人も暮らしやすいまちであるために

本市では、外国人も暮らしやすいまちになるように、在住外国人のための日本語教室、在住外国人同士の交流会を市民団体と協力して開催しています。

また、安心して快適に暮らしてもらうために、行政サービスなどの情報をまとめた「暮らしの便利帳」(英語、中国語、ハンダール)をおごおり国際交流協会と市が協力して、作成し配布しています。

さらに、市民の国際感覚、意識を深めるために、「国際理解講座」と題し外国人を講師に迎え、家庭料理教室や文化などの講演会を開催しています。



▲日本語教室



▲暮らしの便利帳 (3か国語)

交流を通じ、異なる文化を体験して、理解し共生していくことが必要です。

外国人が暮らしやすいまちであるために、小郡市に住む同じ市民として、一人の人間として共に生活していくことはありませんか。

【人権相談 (面談)】

人種差別、就労、住宅関係、婚姻、DV、離婚、帰化、入国管理などに関わる人権問題でお困りの外国人の方々のご相談を受け付けています。

この相談は弁護士資格をもった人権擁護委員が対応し、英語の通訳が同席します。また、相談は無料で、秘密は厳守されます。もし、不法就労、不法残留であることが判っても、関係機関へ通報することはありません。

◆開催日：毎月第2土曜/午後1時～4時

◆対応言語：日本語、英語

◆開催場所：アクロス福岡3階「こくさいひろば」  
(福岡市中央区天神 1-1-1)

◆予約：不要

◎問い合わせ先

福岡法務局人権擁護部第一課

☎ 092-832-4311